

静岡県立大学学生部副部長に関する規則

平成 23 年 4 月 1 日 規則第 58 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学法人組織規則（平成 19 年規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき設置する学生部副部長（以下「学生部副部長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 学生部副部長は、学生部長を補佐し、学生部長から指示された事項等の職務を行うとともに、学生部長に事故があるときはその職務を代理し、学生部長が欠員のときはその職務を行う。

(任期)

第 3 条 学生部副部長の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、学生部長の任期の終期を超えることはできない。

2 任期の途中で学生部副部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 4 条 学生部副部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学生部副部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部副部長の辞任を学長が理事長に申し出たとき。
- (3) 学生部副部長が前 2 号以外の事由で欠員になったとき。

(選考の時期)

第 5 条 学生部副部長の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月までに選考を完了する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(学生部副部長候補者の選考)

第 6 条 理事長は、静岡県立大学の専任教授又は事務職員のうちから、学長の意見を聴いて、学生部副部長候補者を選考する。

(任命の手続き)

第 7 条 理事長は、前条の学生部副部長候補者を、学生部副部長として任命する。

(委任)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める、

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。